

議第2号議案

女子差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書

女子差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月15日

提出者 ふじみ野市議会議員

原 田 雄 一

賛成者 ふじみ野市議会議員

山 田 敏 夫

川 畑 京 子

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議長 島 田 和 泉 様

女子差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書

1979年、国連は男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする女子差別撤廃条約を採択し、日本も1985年この条約を批准しました。

さらに1999年には条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度等を認めた「女子差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で採択され、2000年12月に発効しています。現在、女子差別撤廃条約の締結国189か国のうち115か国が選択議定書を批准していますが、日本はいまだこれを批准していません。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約に基づき設置された委員会に通報し、当該委員会はこれを審査して見解または勧告を条約の締結国に通知する制度です。当該委員会の見解は、当該批准国に対し法的な拘束力を持つものではありませんが、その影響は小さくなく、選択議定書の批准は女性差別解消の実現に向けて重要な役割を果たすものです。

本市においても「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」の実現に向けて策定したふじみ野市第2次男女共同参画基本計画の趣旨にも則ったものであると言えます。

政府は第5次男女共同参画基本計画において「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、国会および政府においては、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

- 1 女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること
- 2 上記選択議定書に関連する国内法を早急に整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）